

平成21年5月14日

各 位

会 社 名 株式会社日清製粉グループ本社
代表者名 取締役社長 村上 一平
(コード番号：2002 東証・大証第1部)
問合せ先 執行役員 総務本部広報部長
稲垣 泉
(TEL) 03-5282-6650

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成21年6月25日開催予定の第165回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成21年1月5日に施行された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)により、上場会社の株式が振替制度に一斉移行(株券電子化)されたことから、株券の存在を前提とする規定や文言を削除し、順次条数を繰り上げるほか、所要の変更を行うものであります。なお、現行定款第10条第3項に規定する株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成し備え置く必要があるため、経過措置として附則を設けるものであります。

また、現行定款第24条の取締役会の招集権者及び議長を、取締役会長から取締役社長に変更するものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月25日(木曜日)
定款変更の効力発生日	平成21年6月25日(木曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行) 第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>(削る)</p>
<p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第7条 当社の単元株式数は、500株とする。 当社は、前条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p>(単元株式数) 第6条 当社の単元株式数は、500株とする。</p>
<p>(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利) 第7条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>第9条 (条文省略)</p>	<p>第8条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株券の種類並びに株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第12条</u> ～ (条文省略)</p> <p><u>第23条</u></p> <p>(取締役会の招集権者)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会は、<u>取締役会長</u>が、これを招集し、その議長となる。 <u>取締役会長</u>に事故があるときは、予め、取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p><u>第25条</u> ～ (条文省略)</p> <p><u>第49条</u></p> <p>(新株予約権の無償割当等の承認決議)</p> <p><u>第50条</u> 株主総会は、取締役会の決議により行われる次項に定める新株予約権の無償割当等について、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、予め承認決議を行うことができる。当該承認決議には、一定の附帯条件を付することができる。当該承認決議は本定款<u>第17条</u>第1項の決議によるものとし、承認決議の有効期間終了前に当該決議の内容を変更する旨の株主総会決議を行う場合には本定款<u>第17条</u>第2項の決議による。 前項に規定する「新株予約権の無償割当等」とは、特定買収行為(20%以上の当社の株式等を取得する行為として前項に規定する株主総会の承認決議により定めるものをいう。)を行った者及びその関係者等の行使に制約が付された新株予約権の無償割当て又は株主割当てをいう。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第11条</u> ～ (現行どおり)</p> <p><u>第22条</u></p> <p>(取締役会の招集権者)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会は、<u>取締役社長</u>が、これを招集し、その議長となる。 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、予め、取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p><u>第24条</u> ～ (現行どおり)</p> <p><u>第48条</u></p> <p>(新株予約権の無償割当等の承認決議)</p> <p><u>第49条</u> 株主総会は、取締役会の決議により行われる次項に定める新株予約権の無償割当等について、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のため、予め承認決議を行うことができる。当該承認決議には、一定の附帯条件を付することができる。当該承認決議は本定款<u>第16条</u>第1項の決議によるものとし、承認決議の有効期間終了前に当該決議の内容を変更する旨の株主総会決議を行う場合には本定款<u>第16条</u>第2項の決議による。 前項に規定する「新株予約権の無償割当等」とは、特定買収行為(20%以上の当社の株式等を取得する行為として前項に規定する株主総会の承認決議により定めるものをいう。)を行った者及びその関係者等の行使に制約が付された新株予約権の無償割当て又は株主割当てをいう。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p data-bbox="810 315 900 344"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="810 353 900 383"><u>第 1 条</u> <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p data-bbox="810 512 900 542"><u>第 2 条</u> <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>
(新設)	